

学生各位

### 新型コロナウイルス感染対策について

山陽学園大学・山陽学園短期大学

学校教育の現場では、新学期となる4月1日から着用を求めないことを基本としております。なお、5月8日以降は、感染症法上の位置付けを「5類」に変更する予定とされており、コロナへの対応の見直しが段階的に進められます。

#### (1). 4月1日(土)～5月7日(日)

- ・マスク着用は個人に委ねることとします。

但し、施設実習及び学内実習等の一部授業でのマスクの取扱いについては、学科等の指導に従ってください。

- ・授業終了後の机等の消毒は行いません。

◎コロナ感染者、濃厚接触者となった場合、あるいはその疑いがある場合、速やかに大学に連絡をするとともに、大学からの指示に従ってください。

<症状がある場合>

原則として感染者は7日間の自宅待機となります。

<症状がない場合>

検査日の翌日から起算して7日間の自宅待機となります。(但し、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日目経過後(6日目)に解除となります。)

なお、無症状の感染者が、その後、発症した場合は発症日の翌日から改めて起算します。

<濃厚接触者となった場合>

濃厚接触者は感染者との最終接触日から5日間の自宅待機となります。

#### (2). 5月8日(日)～

- ・自宅待機の自粛要請は無くなります。
- ・現在、学生がインフルエンザとなった場合、発症から最低でも5日間までは、治癒証明書を提出することにより公欠としていますが、今後のコロナの対応につきましては、これからの国の指針によります。

※但し、今後の状況により変更の場合があります。